

議案第 80 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 11 月 30 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第77号エ中「580,000円」を「530,000円」に改め、同号オ中「900,000円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」を「1,400,000円」に、「1,800,000円」を「1,640,000円」に、「4,230,000円」を「3,850,000円」に、「5,590,000円」を「5,090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に改め、同号カ中「1,230,000円」を「1,120,000円」に、「1,460,000円」を「1,330,000円」に、「1,630,000円」を「1,480,000円」に、「2,010,000円」を「1,830,000円」に、「2,330,000円」を「2,120,000円」に、「4,760,000円」を「4,330,000円」に、「6,120,000円」を「5,570,000円」に、「7,440,000円」を「6,770,000円」に改め、同号キ中「6,320,000円」を「5,750,000円」に、「7,970,000円」を「7,250,000円」に、「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同表第82号ウ中「450,000円」を「410,000円」に、「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,140,000円」を「1,040,000円」に、「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」を「1,820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に改め、同号エ中「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,

890,000円」を「4,450,000円」に改め、同号オ中「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表第84号ア中「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に改め、同号イ中「2,920,000円」を「2,660,000円」に、「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。